

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成20年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成20年3月18日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成20年3月18日 火曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後0時0分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例
- 2 乙第3号議案 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第4号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第5号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 乙第6号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 7 乙第25号議案 包括外部監査契約の締結について
- 8 乙第30号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 9 陳情平成16年第53号、同第110号、同第111号、陳情平成17年第54号、同第171号、陳情平成18年第40号、同第42号、陳情平成19年第21号、同第69号、同第111号、同第160号、陳情第19号及び第26号

出 席 委 員

| | | | | | |
|-----|---|-----|---|-----|---|
| 委員 | 長 | 安 | 里 | 進 | 君 |
| 副委員 | 長 | 新 | 垣 | 良俊 | 君 |
| 委員 | | 池 | 間 | 淳 | 君 |
| 委員 | | 具 | 志 | 孝助 | 君 |
| 委員 | | 渡嘉敷 | | 喜代子 | 君 |
| 委員 | | 平 | 良 | 長政 | 君 |
| 委員 | | 上 | 原 | 章 | 君 |
| 委員 | | 糸 | 洲 | 朝則 | 君 |
| 委員 | | 当 | 山 | 全弘 | 君 |
| 委員 | | 嘉 | 陽 | 宗儀 | 君 |
| 委員 | | 當 | 間 | 盛夫 | 君 |

委員外議員 なし

欠席委員

國場 幸之助 君
瑞慶覧 朝 義 君

説明のため出席した者の職・氏名

| | | | | | |
|-------|---|---|---|-----|---|
| 総務部 | 長 | 宮 | 城 | 嗣三 | 君 |
| 人事課 | 長 | 岩 | 井 | 健一 | 君 |
| 行政管理監 | | 謝 | 花 | 喜一郎 | 君 |
| 人事課主幹 | | 砂 | 川 | 靖 | 君 |
| 財政課 | 長 | 川 | 上 | 好 久 | 君 |
| 管財課 | 長 | 比 | 嘉 | 毅 | 君 |

○安里進委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案まで、乙第25号議案、乙第30

号議案の 8 件及び平成16年陳情第53号外12件を一括して議題といたします。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第 1 号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました乙第 1 号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例につきまして、その概要を御説明します。

県は、平成20年度から平成23年度までの 4 年間に一般財源ベースで約1246億円の収支不足が発生すると見込まれております。

このような危機的な財政状況を克服するためには、人件費を抑制する必要がある、本条例はそのための特例措置を講ずることを目的として制定するものであります。

特例措置の内容について御説明しますと、まず、これまで実施しておりました知事等常勤の特別職、教育庁、大学の学長の期末手当及び一般職の職員の管理職手当の15パーセント減額については、従前どおり継続して実施することとしております。

また新たな特例措置として、知事等常勤の特別職及び教育庁、大学の学長の給料を職位に応じて、10パーセントから 3 パーセントの範囲で減額することとしております。

さらに、一般職の職員の給料及び期末・勤勉手当について、それぞれ 3 パーセント及び 2 パーセントの減額を実施するほか、退職手当の調整額についても上限を 3 万円として設定することとしております。

特例を実施する期間は平成20年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日までの間としておりますが、退職手当の調整額については平成20年 3 月30日から実施することとしております。

以上、乙第 1 号議案につきまして、その概要を御説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安里進委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第 1 号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 危機的な財政状況に対するためということが提案理由になっていますけれども、この議案提案の財政的効果というのは幾らになりますか。

○宮城嗣三総務部長 今回の特例措置により1年間の一般財源ベースで約45億円、4年間で180億円の人件費が抑制されると見込んでいます。

○嘉陽宗儀委員 皆さんの説明資料ではまだ常勤の特別職がどうか、要するに乙第1号議案を提案した中身について危機的な財政状況に対するためということで提案しているわけだから、いろいろな職がありますよね。これは一般職、常勤の特別職ということでやっているわけだから、この全体の効果というのは幾らになるんですかというのが質疑です。

○岩井健一人事課長 知事、副知事、企業局長、病院事業局長それから常勤の監査員等の今回の特例措置による減額につきましては年間で約791万円減額されます。

○宮城嗣三総務部長 効果額でございますが、一般職は年間で約45億円、常勤の特別職につきましては約540万円、トータルで45億540万円ということになります。

○嘉陽宗儀委員 これは乙第1号議案全体の効果額ですよ。さっき言ったいろいろな職があったけれども全部入っているんですよ。

○宮城嗣三総務部長 そういうことです。

○嘉陽宗儀委員 この給与削減によって沖縄県における経済波及効果というのはどうなんですか。

○宮城嗣三総務部長 答弁しました人件費の削減につきましての経済への波及効果につきましては、細かい試算はできませんけれども、例えば県経済に与える影響を産業連関表を用いて算出した場合については給料の特例措置の中から共済費等を除いて大体1.24倍で、産業連関表を用いますと波及効果は1.24倍で

すので、おおむね37億円掛ける1.24倍で45.8億円と試算してございます。ただ、いま一つ申し上げたいのは、37億円が削減されるわけでございますが、それについては別の形での県の支出もあるということで、その分の試算についてはやってございませんので、細かい数字については把握しておりません。

○嘉陽宗儀委員 私がずっと主張しているのは、沖縄県のように大企業がない地域では、公務員給与が県経済を支える問題から言えば大黒柱の役割を果たしているし、ここでかなりカットされるということになると、県経済全体に与える影響は大きいぞという主張をしてきたんですね。だから危機的な財政状況というのはずっと説明されていますからわかりますけれども、しかし財政状況が危機的だからすぐに人件費削減というのは余りにも安易すぎるのではないかというのが僕の言い分ですよ。それ以外に何か策は考えましたか。人件費以外の削減の問題では。

○宮城嗣三総務部長 財政運営につきましては、これまで沖縄県の行財政改革プランに基づきまして、歳入の確保、それから歳出の抑制という形で、特に県単の大きな箱物についても抑制はしてございますし、そういう形で努力はしてきております。

しかしながら先ほども申し上げましたように、平成20年度から平成23年度までの間に一般財源ベースで約1260億円の不足が生じるということでございまして、人件費以外のものについてもいろいろ議論したのでございますが、一般財源ベースで考えますと、人件費の占める割合が約43パーセントと非常に大きいということで、そこまで手当てしないと今後の財政運営が成り立たないということでございます。

○嘉陽宗儀委員 僕から言えば逆立ちした発想だと思っているんですよね。やはり優秀な県の職員が頑張っってこういう場での県民サービスで乗り切っていくべきであって、肝心かなめの皆さんが給料をどんどん下げて働く意欲を失うというのはやはり重大な問題だと思うんですよ。削減する場合でも、この前の予算特別委員会でもいろいろ問題点を指摘しましたけれども、例えば国頭村の林道建設、全国の2倍以上に林道密度はつくられているけれども、しかもそのためにきのうの新聞を見ても山肌がむき出しになっていて、赤土が海に流れ込んで自然を破壊する。そういう状況の中でさらにたくさん林道をつくるという。整備率も全国比率の2倍以上になっているのにそういうことをやる。崩落をどんどん起こして何十億円の崩落対策事業費を組むという。

昨日、泡瀬干潟の埋立予定地の1区を全部船で内閣府の皆さんに案内してもらいましたけれども、膨大な敷地を埋め立てして485億円くらいを使おうと。企業もない、事業内容もない、そういうのにはふんだんに金を使いながら、一番大事にしなければならない県の職員給与だけを真っ先にターゲットにして削るといのはおかしいんじゃないかと思うんですよ。これについては皆さん方は予算を立てる場合に優先順位をつけて、少なくとも職員の給与、待遇を大事にするというような姿勢は持っていますか。

○宮城嗣三総務部長 先ほども申しましたように、県の一般財源ベースではいろいろ議論させていただいたときに、実は平成20年度予算につきましては政策的な経費につきましても、各部局において選択と集中、重要な事業を選択してやっていくという形の予算の計上の仕方をしてございます。県としましては嘉陽委員がおっしゃるとおり、人件費につきましては当然、人事院勧告制度もあるわけでございますから、そういう形での特例措置については極力しないような形でやってきたわけでございますが、ただ先ほど申し上げましたように、いかんせん4年間で1260億円という一般財源の不足に対する措置としましては、やはり大きな比重を占める人件費まで対応せざるを得なかったというのが実情でございます。

○嘉陽宗儀委員 これは労働組合、職員団体との交渉はどうなっていますか。

○宮城嗣三総務部長 県は職員団体との間で給与の特例措置を議題としまして、平成19年10月31日から12月27日までの間に計5回の交渉を持ちまして、12月27日に合意しております。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良長政委員。

○平良長政委員 県財政の危機的な状況ということで、人事院勧告制度を無視して特例で県職員の給与を減額するというのは初めてのことでしょうか。

○宮城嗣三総務部長 本県においては初めてでございます。

○平良長政委員 そもそも人事院勧告制度というのは公務員からストライキ権を奪って、そのかわり民間給与を調査して公務員給与と比較して民間が高けれ

ばその高い分公務員給与を引き上げる、民間が低ければ低い分、公務員の賃金を下げるといふ制度だったと思うんですが、それを無視して特例で給与を減額するといふのはまさに異例なことだと思いますが、人事院勧告制度とのかかわりではどのようにお考えでしょうか。

○宮城嗣三総務部長 給与の勧告制度につきましては平良委員のおっしゃるとおり、労働基本権が制約されている地方公務員にとって、労働基本権の代替措置として、重要な意義を有しているといふことで、尊重すべきだと考えてございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、本県の財政につきましては、平成20年度から平成23年度までの4年間に一般財源ベースで約1260億円程度の不足が生じるという危機的な状況がございます。やはりこのような危機的な状況を克服するためには、やはり一般財源の中で、大きな割合を持つ人件費を抑制する必要があったといふことで、非常に残念なことではございますが、給与の特例措置を行わざるを得ないと判断したところでございます。

○平良長政委員 県もいろいろ行財政改革についても大変な努力をしているわけで、それでもなおこれだけ、聖域とされている給与にも手をつけなければいけない。その原因はやはり三位一体の改革の中で、十分な税源の移譲がされなくて地方交付税が相当に削減される。この資料を見ますと、321億円の削減があったわけで、もし地方交付税の影響がなければそこまで至らなかったのではないかと思います。それについてはどのような認識を持っていますか。

○宮城嗣三総務部長 県としてはやはり団塊の世代の退職に合わせまして、そのための準備としまして基金を180億円程度積み立てるといふ目標をつくって対応してきたところでございます。現実の問題としまして179億円の基金を積み立てましたけれども、通年ベースで言う一般財源の部分、つまり地方交付税が削減されたといふことで、その分の財源不足が生じたといふことでございます。したがって、地方交付税が通年ベースで削減されなければ、当然、我々としては対応できたのではないかと理解しております。

○平良長政委員 国も相当厳しい財源といふことで地方交付税をカットしているわけですが、こういう厳しい国の財政状況の中で、国家公務員の給与はこれも特例でカットされているのですか。

○宮城嗣三総務部長 国においての特例措置については、聞いたことはございません。

○平良長政委員 相当おかしと思うんですが、地方はカットさせて、国はそのままカットされないというのはおかしい話であると思うんですが、地方六団体で、そういう意味ではさっき言った、例えば地方交付税の影響等を懸念して、相当国に対して申し入れをして交渉もしてきたと思うんですが、交付税のカットなどについて地方六団体がもう少し強力に政府と交渉するべき、あるいは今後とも交渉するべきと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○川上好久財政課長 平良委員御指摘のとおり、地方交付税の抑制というのは大きな課題になっておまして、平成18年6月に超党派で県内でも地方交付税の総額確保ということで総決起大会を開催をしております。そしてそういう動きを踏まえまして、全国知事会の中でも平成19年度におきましては、地方交付税の復元というものを大きな目標として国に対して申し入れをしているというところでございます。

○平良長政委員 最後に、今年から4年間カットされて、財政状況がよくなるのかはわかりませんが、財政状況がよくなった場合のカット分の復元というのはどのように考えていますか。4年間カットされますよね。カットした額で支給されますが、もし経済状況がよくなったときにカットされた分の復元というのも考えていますかということです。

○宮城嗣三総務部長 現在提案してございます条例につきましては、4年間ということと、労働組合ともそういう形で合意をしております。県としましては、この4年間で何らかの形で努力をしまして、復元をしたいと努力をしていきたと考えています。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。
当山全弘委員。

○当山全弘委員 特例措置を講じている他都道府県の状況はありますか。沖縄県だけですか。

○岩井健一人事課長 これまで給与の特例措置を行ったことがある団体は42団体でございます。

○当山全弘委員 これは異常な事態で、特例措置を講じなければいけなかった背景についてはどのようにお考えですか。

○川上好久財政課長 国、地方も含めて非常に厳しい財政状況が続いております。こういう中で、平成15年以降始まりました三位一体改革の中で、特に地方交付税の抑制というものが本県においても非常に大きな影響を与えている。その中で、歳入の頭打ちという状況が一方でございます。他方、歳出では人件費や公債費、最近においては社会保障関係費の増嵩、要するに少子高齢化なども背景に非常に伸びてきております。そういう中で、大幅な収支不足が発生をして、議論になっている形のそういう給与の特例措置を講じなければいけなかったという状況になってございます。

○当山全弘委員 これは知事以下の職員は10パーセントから3パーセントの削減ですよ。かなり金額的にも年間45億円で4年間で180億円はそれ相当な金額になりますので、職員の皆さんもこれは大変なことだと思いますけれども、この180億円の充当先はどこになりますか。

○宮城嗣三総務部長 全体の財政運営の中で一般財源ということで充当していきますので、具体的にどこかというのは答えにくいと思います。

○当山全弘委員 これは平成24年までの4年間ですけれども、その間の昇給とかそういうものは認められるということですよ。

○宮城嗣三総務部長 そういうことでございます。

○当山全弘委員 最後に、平成24年3月31日以降については元に戻るといふことになりますよね。それは確約できるわけですよ。

○宮城嗣三総務部長 経済の状況とか国の財政の状況、それから制度的な部分はかなり流動的なものがございます。したがって、確約ができるのかということにつきましては非常に答えにくいのでございますが、努力していきたいということをお願いしたいと思います。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 最初に、知事は10パーセントで、ボーナスは15パーセント削減ということですが、この10パーセントというのは根拠はないはずだろうけれども、どうして10パーセントになっているのですか。

○宮城嗣三総務部長 知事等特別職の給与の特例措置については、1つは県政運営の責任者として、職員以上の特例措置を行う必要があるということ。それから任期が定められておりました。一般職に比較して職責に応じた給与体系となっている特別職につきましては、職責に応じた特例措置を設けることが適当である。それから、もう一つは特別職についても平成10年度から期末手当に対する特例措置で15パーセントの減額という特例措置をしているということが1つにございます。それから退職手当につきましても、知事等につきましては平成18年9月に見直しを行いまして大幅に減額をしている。それから給与の特例措置を実施している他の都道府県の知事等の状況を勘案して減額率を設定していると理解しております。

○當間盛夫委員 それからもう一つ、今回特例期間ということで、平成24年までの4年間があるんですが、先ほどの1260億円の収支不足の分でこの4年間である程度人件費等で回収できるということの4年間なのではないでしょうか。

○宮城嗣三総務部長 現時点では、今の人件費の抑制策を入れて対応していきたいということで、今の我々の計画ではその人件費の抑制策まで入れて、その金額については対応できるのではないかと考えています。

○當間盛夫委員 三位一体の改革で、国からの交付税も減額されてくる。昨今の円高だとかいろんな経済状況を見ても、収入が県税でも法人ももっと大変だろうということからすると、歳入というのは現状維持をするのも難しくなるのかなと、今年は。企画部のほうで2.6パーセントという経済見通しを出しているんですが、私は沖縄県の建築業界の賠償金110億円を考えたりすると逆にマイナスになるんじゃないかなと懸念するところがあるんですけれども、この4年間の特例期間を設けました。ところがまだ全然足りなかったと。さらなる削減というのは皆さんはその期間内でも検討したりもするんですか。この4年間

で一般職の5パーセント削減というのはこの4年間はそれ以上の削減はありませんと言えるのですか。

○宮城嗣三総務部長 これまでも沖縄県行財政改革プランに基づきます改革を実施してまいりましたが、なお一層の歳入確保と歳出抑制ということに努めまして、4年目につきましてはそういうことがないように努力していきたいということでございます。

○當間盛夫委員 4年間は5パーセント削減ということは動かないのですか。財政の収支の大幅な見通しが立たないということになると、さらなる削減がこの4年間の間には出てくる可能性があるのですか。

○宮城嗣三総務部長 人件費につきましては、今大体4年間でおおむね200億円程度ということで計画をしてございまして、その途中でさらなる抑制というのは現時点では考えておりません。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました乙第3号議案沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その概要を御説明します。

議会の議長、副議長及び議員の報酬の額については、平成17年1月1日に改定された額が現行の額となっておりますが、平成17年以降の三位一体の改革等の社会経済情勢の変化並びに国やほかの都道府県の特別職の給与の改定状況及び一般職員の給与改定の状況等を踏まえ、沖縄県特別職報酬等審議会から知事あてに、沖縄県議会の議長、副議長及び議員の報酬の額並びに知事及び副知事の

給料の額の改定額及びその実施時期についての答申がされております。

今回、同審議会の答申並びに本県のこれまでの経緯等を踏まえ、総合的に判断し、議長、副議長及び議員の現行の報酬月額をそれぞれ1万円引き下げて、議長が99万円、副議長が85万円、議員が76万円とするものであります。

なお、本条例については、平成20年4月1日から施行することとしております。

以上、乙第3号議案につきまして、その概要を御説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安里進委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することのないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 月に1万円削った根拠は何ですか。

○宮城嗣三総務部長 改定額につきましては沖縄県特別職報酬等審議会からの答申に基づきまして、その答申の内容につきましては議員の改定額を76万円として、現行と比較して1万円の引き下げということになっているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 その答申は見たんですけれども、よくわからない。なぜ1万円かというのは、答申にも書いていない。

それから議長と副議長と議員のカット率が違うのはなぜか。

○宮城嗣三総務部長 特別職の報酬額の適正水準につきましては、沖縄県特別職報酬等審議会でいろいろ議論されたところでございます。その中身につきましては福岡県を除く九州各県との状況を勘案して、そういう形で答申をしたと伺っています。

○嘉陽宗儀委員 皆さんは審議会などから答申が出たら、中身は十分検証しないでそのとおりすぐ提案するという習慣がついているんですか。

○宮城嗣三総務部長 中身につきましては、例えば九州各県とか全国とかで答申の内容等に基づきまして、ある程度比較検討してございます。特に議長の報酬月額につきましては、答申額とは若干違っておりました、従来の議長の額が制定された経緯等を勘案して提案させていただいたところでございます。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも答申はあくまでも答申であって、その答申を受けて皆さんが提案する場合にはこの答申が妥当であるとか、答申額では少ないからもっと上回ってカットしようかという主体的な議論があつてしかるべきであつて、答申が出たからそのとおりにしますというのはいかなものかと思つているから聞いているんです。

今、議員の報酬、議長、副議長の報酬は類似県と比べたら沖縄県ではどうなっていますか。

○宮城嗣三総務部長 改定後の全国との比較ですが、議長につきましては全国23位、副議長につきましては34位、議員につきましては44位という順位になる予定でございます。

○嘉陽宗儀委員 ちなみに議員の報酬で言えば、沖縄県より低い都道府県というのはどこがあるんですか。

○宮城嗣三総務部長 議員で言いますと、佐賀県、鳥取県、山形県となります。

○嘉陽宗儀委員 僕は沖縄県の議員は全国一働き者だろうと思つているんですね。これはやはり米軍基地があるだけでも悩みは尽きないし、しかももともと立法院の名残を受けて活発だし、そういう意味では県民のために働く各議員の皆さん方もいるんだけれども、一律に機械的に下げるというやり方じゃなくて賃金というのはやはり労働力に応じる問題だから、これはちょっと議論すべきだと思うんだが、これは一斉にやらなかったか。

○宮城嗣三総務部長 先ほども申し上げましたように、沖縄県特別職報酬等審議会の答申の中で議論がされたということが1つございます。それから、そういう答申を受けつつ諸般の情勢の変化、職員の給与の変化等を勘案し、また職務の複雑さを勘案した上で、九州各県の状況、それから本県の財政状況等を勘案して答申に基づきまして、議論の結果、現在の額を提案しているというところでございます。

○嘉陽宗儀委員 これは議員は全国44位で、議長は23位だったら、議長もついでに44位くらいにしないのか。

○宮城嗣三総務部長 諸般の状況、それからこれまでの経緯等を参考にしまして提案しているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 説明に来た職員には特別職や議員はカットして一般職は削るなという話をしましたけれども、特別に議員もカットするのはしょうがないと思うんだけど、それであれば同じように痛み分けじゃないけれども何で議長だけは23位にとどまらせて、その削減率、低減率、議員は多く削るという皆さんの意図がはっきり入っているのかなと思っているんですが、どうですか。

○宮城嗣三総務部長 改定前ですが、議長は22位でございます。改訂後は23位になるということと、副議長が改訂前が30位から34位、議員につきましては40位から44位という形になっております。そういうことも勘案して提案しているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 議員が44位ということに異議ということではないけれども、なぜ沖縄県の議長は特に苦悩があつてたくさん働いて、議員は44位でよいけれども議長は23位までカバーしてあげないといけないのかという皆さんの意図があるのかなと思って。

○宮城嗣三総務部長 嘉陽委員がおっしゃる意図はございませんで、実は特別職等の報酬については従前昭和47年からの経緯がございます。知事、副知事、議長、副議長、議員それぞれ改定された経緯がございますので、過去に昭和47年以降に12回、今回を入れて13回の改定がございますので、その過去の推移等を見ながらこの額を提案したということでございます。

○嘉陽宗儀委員 私の質疑は単純明快ですよ。議員はたくさん削って44位、これはいいでしょう。なのに議長も同じように44位になるくらい削ったらどうか。削る率も議員は多くして、議長、副議長は削る率も小さくするというのはアンバランスじゃないかと聞いているんですよ。

○岩井健一人事課長 議員あるいは議長、副議長の報酬につきましては、順位

で見ているというわけではなくて適正数字をどう見るかということで議論をしたわけございまして、議員等の報酬の水準については例えば九州各県等の比較、それから知事に対する割合というもの等でこれまで改定されている状況がございます。そういったこれまでの改定の状況等も踏まえて審議会でそういう議論がなされたということでございます。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

平良長政委員。

○平良長政委員 審議会で恐らく何もなくては審議できないので、その準備は皆さんが準備すると思うんですね。だからその影響はどうしてもあると思いますが、今人事課長が言っていた例えば知事との割合という話もありましたが、例えば執行部とどのランクが議長と同等とかというランクはあるんですか。議長は例えば副知事ランクとか、副議長はどのランクというのは大まかにはあるのでしょうか。

○岩井健一人事課長 これまでの過去の改定状況を見ますと、復帰後の改定では議長の報酬額につきましては副知事より1万円高く設定されているという状況がございます。それから審議会の答申では、副知事と同額ということで答申がなされていましたが、私どもとしてはこれまでの経緯を踏まえますと副知事よりも1万円高くした方がこれまでの改定経緯を踏まえて妥当であるだろうということで今回提案してございます。

○平良長政委員 それはわかりました。

あと、副議長と議員はどういうことで位置づけているのですか。

○岩井健一人事課長 副議長と議員につきましては、特に執行部の職員との比較はございませんで、特に知事との割合等に対してどうであろうかということで比較しております。

○平良長政委員 知事との割合は何パーセントですか。

○岩井健一人事課長 現行では知事を100パーセントとした場合に副議長が68.8パーセント、議員が61.6パーセントでございます。

改定案では、副議長は68.8パーセント、議員につきましては61.5パーセント

ということでございます。

○平良長政委員 この数字は副議長はそのままですが、議員は0.1パーセント減になっていますが、大体この水準でこれまでできているということですか。

○岩井健一人事課長 0.1パーセント落ちても、1万円未満の端数整理等によるものでございまして、我々としてはこの数字が妥当だろうと考えております。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました乙第4号議案沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その概要を御説明します。

この議案は、ほかの都道府県の職員の手当の支給状況等を考慮して、定時制通信教育手当及び産業教育手当の額を改定するため、沖縄県職員の給与に関する条例を改正するものであります。

定時制通信教育手当の支給割合を職員の区分に応じて、それぞれ次のとおり引き下げることとしております。

1、校長及び夜間において授業を行う定時制の課程または通信制の課程に関する校務を整理する教頭は100分の8から100分の4、2、1以外の教頭は100分の8から100分の2、3、本務として夜間の授業を行う課程に係る定時制教育または通信教育に従事する教員及び実習助手は100分の10から100分の6、4、3以外の教員及び実習助手は100分の10から100分の3、また、産業教育手当の支給割合を100分の10から100分の6に引き下げる、ただし、定時制通信教育手当との併給者は100分の6から100分の4に引き下げることとしております。

なお、本条例は平成20年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとしております。

以上、乙第4号議案につきまして、その概要を御説明しました。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安里進委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することのないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました乙第5号議案沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、その概要を御説明します。

平成19年12月3日に沖縄県特別職報酬等審議会から知事あてに議会の議長、副議長及び議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額の改定及びその実施時期についての答申がされております。

今回、同審議会の答申に基づき、知事の給料月額を1万円引き下げて124万円、副知事については1万円引き下げて98万円とするものであります。

また、知事の給料月額が改定されることに伴い、知事の改定状況や同審議会の意見等を考慮し、公営企業の管理者等の給料月額、行政委員会の委員等の報酬の額、教育長の給料の額及び特別職の秘書の給料月額についてもあわせて改定することとしております。

なお、本条例については平成20年4月1日から施行することとしております。

以上、乙第5号議案につきまして、その概要を御説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安里進委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました乙第6号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その概要を御説明します。

特殊勤務手当は、勤務の特殊性に着目して支給される手当ではありますが、社会経済情勢の変化や業務内容等を勘案し、手当の種類を見直すとともに、支給要件または支給額を改める必要があります。

具体的には、術科指導手当ほか4種類の手当を廃止し、自動車等警ら作業手当ほか11種類の手当の支給要件または支給額を改めることとなります。

なお、本条例については、平成20年4月1日から施行することとしております。

以上、乙第6号議案につきまして、その概要を御説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安里進委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することのないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 特殊勤務手当は一般的に並立的に言ってもよくわからないん

ですけれども、特に危険を伴う現場の人たちがいるし、生命を扱う医療業務もありますよね。これはそれぞれ幾らの額で、幾ら削るのかをちょっと説明してください。

○宮城嗣三総務部長 特殊勤務手当につきましては著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上の特別な考慮を必要としますが、その特殊性を給料で考慮するのではなくて、手当で考慮するというのが特殊勤務手当でございます。今回の見直しに伴います現行単価でございますが、警察関係の手当が5号から46号までございますが、これにつきましてはほとんど実在単価に合わせまして、引き上げという形になります。

廃止の部分がございしますが、術科指導手当、短波無線電話取扱作業手当、通訳作業手当、路上免許試験作業手当につきましては廃止になります。それから医師手当につきましてもこれは廃止になります。現在、月額16万円から4万5000円で地域によってございますが、激変緩和のためにこれにつきましては給与の特例措置がある期間についてはやりません。給与の特例措置が終わった段階で、段階的に給与を削減していくということで、おおよそ14年程度段階的に下げていくという形で考えてございます。具体的には32ページに医師手当についての段階的な削減額が掲載してございます。

○嘉陽宗儀委員 特に私が気にしているのは医師手当について、これは復帰のときには医師暫定手当と言いましたか、これがありましたよね。それはどういう中身でしたか。

○砂川靖人事課主幹 医師暫定手当は、琉球政府時代に医師の給与が日本国内法の給与体系と違っていたものですから、割と優遇されていました。それで復帰と同時に琉球政府職員も地方公務員法の適用を受けたわけですが、そのときに給料切りかえによって一般職も含めてですけれども、多くの職員の給料が下がるというような結果がございましたので、それを制度的に保障するものとして医師暫定手当というのが創設されております。

○嘉陽宗儀委員 この医師暫定手当というのは、医師の特殊性にかんがみてという問題と、当時の沖縄県の医療状況の中で、特に公務員医師を確保しないといけないということで、民間病院に行ってもらっても困るという状況があって、特に医師確保という業務の性質上も特別に暫定的に行ってやっておかないと確保できないという趣旨だったと思うんですよ。これはどうなんですか。

○砂川靖人事課主幹 医師の確保という面もございませぬけれども、琉球政府時代と給与体系が全く異なるということになりまして、復帰以降医師確保の手当としては初任給調整手当並びに調整手当等が支給されて措置されることになった。それで医師暫定手当の大きな目的はあくまでも制度的に給与水準が大きく異なるものですから、復帰というのは職員個人の責任によるものではございませぬので、その差額分を制度的に保障するという趣旨で医師暫定手当というのが創設されたと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 実を言うと私は当時、高等学校教職員組合の書記長で、復帰前の琉球政府の賃金をどうするのか、憲法のもとに変わったときの給与をどうするかという議論を一番やりましたよ。そのときの議論も我々は大分やりましたよ。琉球政府時代に特別に恩恵があったものについて、復帰してもどうしても必要かどうかという議論も全部精査しましたよ。そのとき、特に医者については当時の医療状況の劣悪さを考えたら、どうしてもこれは公務員医師を確保するために必要だということで、政府の人事院とも大分議論したのよ。だからそれを当事者から言えば今の答弁はちょっと機械的なものではなかったもので、それは理解するべきだと思います。

医者が特別に待遇がよすぎるんじゃないかということで、この総務企画委員会で議論になって、その暫定手当を廃止するべしという議論はかなりやりました。私は当時も反対しましたがけれども、結局としては今の御時世で、多数でこの意見が削除する方向で削られてしまっていて、それでも名前を変えたりいろんな確保で生き残りをかけて来たけれども、それでも医者の手当が減るたびに医者は公務員医師になりたがらない。しかも医療ミスとかで損害賠償請求される割合も多くなっているものだから、引き合わないという中で、病院は医師確保で四苦八苦している。僕は当時の公務員医師に聞いたら、これをやられたら全部公務員医師をやめて民間に行きますよと言っていますよ。そういうことを勘案しての提案になっていますか。

○宮城嗣三総務部長 ただいま提案しております医師手当につきましては、知事部局に所属する医師についてのみでございませぬ。病院につきましては別途病院事業管理者が給与等については管理してございませぬので、その分については入っておりませぬ。

○嘉陽宗儀委員 結局は知事部局で資格を持っている人だけと言うけれども、

実際は全部に波及していくと現場では心配しているわけだから、それについては皆さんが医師確保ができない状況の中で、特に医者については、県民の命、暮らしを守る病院確保という問題では特別に配慮すべきですよ。こういう人たちも横並びで割に合わないという話にしかならない。だから提案は提案ですからこれ以上は言いませんけれども、こういう懸念があるというだけは指摘しておきます。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第7号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました乙第7号議案沖縄県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例につきまして、その概要を御説明します。

この議案は狂犬病予防法に基づく、犬の拘留中の飼養管理及び返還に係る手数料並びに家畜伝染病予防法に基づく、家畜の検査に係る手数料の額を改めること、また薬事法の一部が改正され、登録販売者制度が新たに設けられることに伴い、それに係る手数料の徴収根拠を定める必要があるため、条例を改正するものであります。

以上、乙第7号議案につきまして、その概要を御説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安里進委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案包括外部監査契約の締結について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました乙第25号議案包括外部監査契約の締結について御説明します。

この議案は、平成20年度の包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な内容としては、契約金額を1076万4000円を上限と定め、契約の相手方を公認会計士の金沢信昭氏とするものであります。

以上、乙第25号議案につきまして、その概要を御説明しました。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○安里進委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 この包括外部監査の制度を導入していますが、これまでに幾つか外部監査意見が出されていますけれども、その出た意見についての処理はどうしているのですか。

○謝花喜一郎行政管理監 処理ですけれども、まず外部監査人から監査報告がございましたら、それを議会などに報告されるわけですが、その監査結果につきましては、知事または報告に係る部署につきましては、その措置状況を講じまして、それを監査委員に報告いたします。監査委員はその措置の状況を沖縄県の広報に公表しているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 この外部監査が出たものについては指摘された部署の皆さん方の対応といたしますか、何か基準があるんですか。県の監査委員の意見が出る

ことがありますよね。同じ扱いじゃないでしょ。外部監査の意見も同じ扱いになっていますか。

○謝花喜一郎行政管理監 基本的には同じ扱いとなっております。つまり、監査の内容に一番、その改善措置をどこの部署がやったほうが適切なのかということをお勘案しまして回答しております。監査委員の監査と違いまして、監査委員はその関係するところに直接監査委員が行きましてやるんですけども、包括外部監査の場合は、いろいろやりとりはありますけれども、その内容が多岐にわたる場合もございますので、それはまた総務部で割り振りをしますけれども、結果的には一番関連する部署に割り振りをして改善措置を求めているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 具体的な問題を話しますと、私はずっと沖縄市で、中城湾港、泡瀬干潟埋立反対をしてきているんですけども、それについて外部監査はこの事業の採算性も成り立つ見通しはない、たくさん項目を挙げて見直すべきだという外部監査意見を出したんです。それについてはどう処理されていますか。

○謝花喜一郎行政管理監 これにつきましては土木建築部で改善措置を回答しております。それを読み上げますと、「土地利用状況予測は各種地域振興施策等の検討状況などを考慮し、総合的に需要予測し、検討した結果であり、十分な根拠を有していると認識しているため、適正な需要予測と考えている」というような改善措置の回答がありまして、それを県の広報に公表しているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 事業計画についても根拠があると言っていたけれども、今その事業計画は全部パーだから、改めて事業計画を練り直すと言っているんですよ。根拠がなくなっている。私は公有水面埋立法上も埋立免許というのは使用目的ははっきりしているのに事業の中身がなくなったわけだからおかしいんじゃないかと指摘しているんですけども、ところがあのときに当時の総務部長もそうだと思うし、土木建築部長もそうだと思うんだけど、監査意見はあくまでも監査の意見であって、自分たちは自分たちの考え方があるというそういう発言をしていて、これはけしからんと思ったんですよ。皆さんはそういう結果については、監査意見がいかにか正しかったかということが非常に明確になっているけれども、今度監査を受けた各部局は、そのとおり努力するのではなくて、これは監査の意見でしょうということに済まされているということ

があるんじゃないですか。

○謝花喜一郎行政管理監 嘉陽委員御指摘の需要予測が事業計画の見直しが必要であるということに対して、土木建築部としては当時の需要予測などを検証した結果、適当であるという当時の改善措置の結果を踏まえた結果の公表だったと認識しております。

○嘉陽宗儀委員 私があのときにここで大分議論したのは、需要見通しは全くない。県の監査委員の意見も細かに、工業地域に大型ホテルをつくって、稼働率も80パーセント以上を上げて、宿泊代も2万6000円くらいという見通しは立つはずがないと言っていたはずですよ。とにかく見通しは全く立たないですよ。考えた方がいいですよと言ったけれども、今の土木建築部長はどうかかわらないけれども、当時はこれは監査委員の意見であって自分たちはそうは思わないと言うから問題にしたわけ。だから少なくともこういう外部監査の制度をつくる以上は事業者が指摘されたけれども、あくまでもこれは監査委員の意見であって、自分たちはそう思わないという整理の仕方でのいいのかということの問題提起しているんですよ。

○宮城嗣三総務部長 先ほど行政管理監のほうから説明しましたけれども、外部監査の結果につきましてはそれぞれ所属長、それから議会、関係する部局に送るということが1つございます。それから監査結果につきましては広報に登載をして公表してございます。それにつきましても指摘を受けた結果につきまして、システムとして指摘を受けた部局が広報でそれについての対応策に登載して県民に広く知らしめているという状況となっております。

○嘉陽宗儀委員 そうすると監査意見というのは、地方自治法上の監査の仕組みは非常に明確だし、県のほうでも明確だと思うんだが、ところが皆さんの部局においては監査意見はそうだけれども、今後の泡瀬干潟の埋め立てみたいに、あれは監査の考え方であって自分たちはそう思わないという処理の仕方です許されるのかということについては、どう考えますか。

○宮城嗣三総務部長 広報に登載しまして、県民に広く知らしめるわけですから、それに対する御意見等については当然出てくると理解しております。

○嘉陽宗儀委員 広報で発表するかどうかという議論じゃない。広報で発表しても問題は県の監査委員というのはかなり多角的に調査をして、採算性も県財政に与える影響も分析をして意見を出すんですよね。その意見を意見された側の部署が簡単に済まして、これは公表すればいいんじゃないかという形の程度ですか、監査委員制度というのは。地方自治法上は。

○宮城嗣三総務部長 1つは包括外部監査ができてきた経過というのがございまして、今の監査委員制度とは別の形で、第三者的な機関が監査をする必要があるところからこの包括外部監査というのができ上がってきております。

ただ、全国の状況を調べますと、おっしゃるとおり監査委員の部分で、この包括外部監査、事務局が担っている部分もございまして、本県においても当然監査委員が監査をする際には包括外部監査の意見についても参考にしているという状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 沖縄県の監査委員が監査をする。県は委員会でしょ。独任性でしょ。そうするとどうしても私も監査をやったことがあるんですけども、より専門的な分野から言って、1人の監査委員がどうしても難しいという場合に、より専門的な人で監査できる体制ということで確か導入されていると思うんですよ、その分野の専門的な人を。だからそれだけに、こういう外部監査に出てきた意見については、それなりに権威があるだろうという思いをしているんですよ。であれば、一般の監査委員もすべての監査にたけているのかと言うとそうじゃない。例えば僕がやった場合でもすべてにたけているというわけじゃない。よくわからないものも監査した覚えがあるんですけども、しかしこういう外部監査をする場合には、県の監査委員の中で議論されて、これについて特に集中的専門的に見てもらったほうがいいということで、業務としては結果を回すんですよね。それだけに一般監査じゃなくて、より専門的に監査されているわけだから、意見としても重要視をして尊重するべきだと思うんだが、結果はそうないなから、少なくとも改めてこの制度をつくっている以上、意見が出た以上については、やはり受けとめる側はそれなりに尊重するようなことは仕組みとして確立すべきだと思うんですがどうですか。

○宮城嗣三総務部長 先ほども説明しましたけれども、包括外監査が出てきた経緯と現行の監査委員制度、そういう状況で試行錯誤している状況だと思います。全国の状況を見ましても、監査委員が事務局を担っている部分がございま

す。そうしますと当然、従来の監査委員が包括外部監査を参考にして監査を行うという部分は、その場合には達成されると思いますけれども、ただ第三者機関が第三者の目で監査をするという視点も重要でございまして、委員御指摘の点につきましては、全国の状況等も調べながら検討してまいりたいと考えております。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

平良長政委員。

○平良長政委員 初歩的な質疑で申しわけないんですが、この包括外部監査の事項は自分で決定することができるのか、それとも一般の監査といろいろ相談しながら、例えばこの金沢さん、公認会計士には彼の専門からしてこういう事項について監査をお願いしようというのか、その辺をお願いします。

○宮城嗣三総務部長 包括外部監査につきましては、制度上、外部監査人がその自己の見識と判断に基づいて選定して、それについて監査を行うという制度になっています。

○平良長政委員 監査委員事務局はそれにきちんと対応して協力する体制があるということですか。

○宮城嗣三総務部長 監査委員事務局とは、やはり監査の内容等が重複しないような調整はやっていると伺っています。

○平良長政委員 包括外部監査の方が、こういう資料を提供してくれというのは監査委員事務局にお願いをするのですか。

○宮城嗣三総務部長 現在、包括外部監査につきましてはの事務局は、人事課に置いてございます。したがって、事務局のほうで関係する資料につきましては各部局から取り寄せて提供しているという状況でございます。

○平良長政委員 始期が4月1日であるわけですが、終わる日付が書いていないのは、例えば今年の包括外部監査の方がこの事項を1年じゃなくて、またがる場合の金額はの中で、例えば1年半とか2年とかかることもあるんですか。終わりの期日が書いていない理由は何ですか。

○謝花喜一郎行政管理監 これは単年度契約でございますので、終期は3月31日となっております。4月1日から契約を始めまして、監査人が先ほど平良委員からもありましたが、テーマを何にするのかというのを事務局といろいろ相談いたしまして、大体5月くらいからそのテーマを決めまして、関係する部署にどういったテーマをやりますという監査の調整を行いまして、2月から3月にかけて監査結果の報告書ができるということでございます。

○平良長政委員 そうであれば、ちゃんと1年と書いたほうがいいと思いますが、これは提案としたいと思います。

あと、契約の金額の上限を定めておりますが、これまでずっと同じ金額ですか。上がってきたとか下がってきたとか、あるいはテーマによって、例えばテーマが3つ、4つある場合には金額が大きくて、テーマが少ない場合は下がるのか、テーマ別に決まった額なのか。

○謝花喜一郎行政管理監 予算額につきましては全国の契約状況等も見ながら、また県の予算状況もかんがみて設定しているということでございます。平成11年から始まっているわけですが、平成11年は1755万2000円、それからだんだん少なくなりまして、今回は1196万円となっております。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第30号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました乙第30号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例につきまして、その概要を説明します。

この議案は、沖縄県中部農林土木事務所が平成20年4月1日に沖縄市からうるま市へ移転することに伴い、沖縄県中部農林土木事務所の位置の変更が生じ

ることから、条例の一部を改正するものであります。

以上、乙第30号議案につきまして、その概要を説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安里進委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第30号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 この旧住所と新住所を教えてください。

○謝花喜一郎行政管理監 沖縄県行政機関設置条例では、この沖縄県の場合にはその市町村名で規定しておりまして、現在のところ中部農林土木事務所はプラザハウスの向かい側に企業局の建物がございしますが、そこに入っています。沖縄市でございします。それがこの改正案ではうるま市、旧具志川市にうるま市復帰記念会館がございしますが、そこに移転するということとございします。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第30号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○安里進委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成16年第53号外12件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 ただいま議題となりました総務部関係の陳情案件につきまして、お手元に配付しました総務企画委員会陳情説明資料に基づき御説明します。

総務部関係陳情は継続11件、新規2件となっております。

継続分の陳情平成16年第53号から陳情平成19年第69号及び陳情平成19年第160号までの処理概要に変更はございません。

継続分の陳情平成19年第111号については、処理概要の変更がありますので御説明します。

12ページをお開きください。

陳情平成19年第111号中小業者の経営振興の実現を目指す陳情のうち、1、県内中小業者の仕事確保と新たな仕事起こしへの支援について下線部のとおりすべて変更しておりますので、新たな処理概要を読み上げます。

小規模修繕希望者登録制度の実施については、各都道府県の状況を調査した結果、実施しているところは1県となっております。

実施していない都道府県が大多数であることから、同制度の実施については慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、新規陳情について説明します。

14ページをお開きください。

社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会会長玉寄哲永氏から提出のあります陳情第19号九州地区子ども会ジュニア・リーダー大会費への充当を目的とした事務所賃貸料の全額免除についての陳情については、南部合同庁舎9階に入居している社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会会長より、九州地区子ども会ジュニア・リーダー大会費への充当を目的とした事務所家賃の全額免除要請であります。

沖縄県子ども会育成連絡協議会への家賃は、沖縄県普通財産貸付規定第6条による普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱い基準に基づき、5割減額で貸し付けているところであり、今回の要請については同貸付規定に該当しないため、無償貸し付けはできないものと考えております。

続きまして、15ページをお開きください。

沖縄県離島振興協議会会長仲村三雄氏外1名から提出のあります陳情第26号離島・過疎地域振興に関する陳情については、地方分権型社会の今日にあたっては、住民に最も近い基礎自治体である市町村が、地域における総合的行政を担い、県は市町村を包含する補完的、広域的な行政を担うことが求められております。

このような状況も踏まえ、総合的な観点から検討した結果、八重山支庁についてはその内部組織を本庁各関係部と直結させ、事業の迅速かつ的確な執行を確保する効率重視のスマートな組織体制を整備するため組織の改編を行うこととし、支庁改編を沖縄県行財政改革プランに位置づけたものであります。

なお、離島振興計画に位置づけられた主要事業は、支庁改編後も本庁各部と直結した各出先機関において、着実に推進されるものであり、支庁が担っていた情報の集約や調整機能等についてもこれまでと同様に維持し、地域住民への行政サービスを確保することとしております。

今後とも、引き続き地元の理解を得られるよう努めていきたいと考えております。

以上、総務部所管の陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安里進委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により、委員長の許可を得てから行うようお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情平成19年第160号、新規の陳情第19号の社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会からの陳情ですけれども、この団体はどのような活動をしているのですか。

○比嘉毅管財課長 社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会は、各市町村、子ども会、育成連絡協議会の連携と子ども会活動の充実を図り、沖子連ジュニアリーダー大会、親子野球大会、沖子連子ども祭り等、さまざまな活動を通して、心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的とする社団法人であります。

○嘉陽宗儀委員 こういう団体の業績というのはどう評価していますか。

○比嘉毅管財課長 非常に素晴らしいことをしているなど感じております。

○嘉陽宗儀委員 何がすばらしいのですか。

○比嘉毅管財課長 子供たちを育成するということは非常に崇高な考え方ではないかと思っております。

○嘉陽宗儀委員 この役員をやっている皆さんは給料をもらってやっているのですか。

○宮城嗣三総務部長 社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会につきましては、細かい所管につきましては教育委員会でございまして、その詳細までは掌握してございません。

○嘉陽宗儀委員 教育委員会よりこっちのほうが重要な無料提供のことについて、それを聞かないとわからない。それだったら教育委員会呼んでよ。賃金ももらってやっているのか、ボランティアでやっているのかぐらいわからないと。

○比嘉毅管財課長 事務員の方は一応いただいているそうです。会長とか役員はいただいているいないそうです。

○嘉陽宗儀委員 事務員は事務所があってそこで人件費をもらうのは当然だけれども、一般的な役員は全部ボランティアでしょ。

○比嘉毅管財課長 そういう考えです。

○嘉陽宗儀委員 そういう意味では非常に沖縄県の子供たちは、いろいろ青少年不良化と言われる中で、各市町村の組織とも連絡を取り合って一生懸命頑張っている。これについては評価してもらっていますが、少なくともそういう団体は大いに育成するべきだと思うんですけども、どう思いますか。

○宮城嗣三総務部長 嘉陽委員の御指摘のとおりだと思っております。

○嘉陽宗儀委員 それであれば、県政としてもできるだけ応援をして、沖縄県の未来を背負って立つ子供たちのためにできるだけの便宜を図ってやるというのが本来なければならないと思うのですが、どうですか。

○宮城嗣三総務部長 この陳情につきましては、実は賃借料の無償貸し付けという形になってございまして、その一点に限って我々としては審査しますと、該当しないということでございます。その社団法人子ども会育成連絡協議会がやっている事業につきましては、別途別のサイドで議論されるべきではないかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 それではこの人たちはなぜ賃借料の免除の申請をしているのですか。

○宮城嗣三総務部長 この陳情の内容を見ますと、事業費に充当するための不足金額について、その家賃を減額してくださいという陳情になってございます。ただ県としましては、こういう社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会につきましては、重要な事業だと考えておまして、家賃につきましては5割減額をしているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 関係者から話を聞きましたけれども、みんなボランティアで、結果、事務所を維持するだけでもそれぞれ保護者から負担してもらっている。どこからか金がわいてくるわけではないんだから、非常に苦しい状況にあるわけですよ。それについては、事務所維持費の捻出のためにも非常にこの団体の皆さんが苦勞をしているのはわかりますか。

○宮城嗣三総務部長 それについては理解しているつもりでございます。

○嘉陽宗儀委員 理解していただいてありがとうございます。

それで、なぜ無償にできないかということとの関係ですけれども、沖縄県普通財産貸付規程でこういう団体に無償貸し付けにはいけないという決まりがあるんですか。

○宮城嗣三総務部長 沖縄県の普通財産貸付規程第6条に基づきますと、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱い基準に該当しないということでございます。

○嘉陽宗儀委員 その基準はどうなっているのですか。

○比嘉毅管財課長 沖縄県普通財産貸付規程第6条でございまして、無償及び

減額貸し付けというのがございます。その第6条の中に「普通財産を無償又は減額して貸し付ける場合は、別に定める無償又は減額の基準によるものとする」ということで、貸付基準というのがまたございまして、これは普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱い基準というのがございます。この中の第3の5というのがございまして、この5割減の根拠としまして、「県の事務又は事業に直接に関連のある公益を目的とした事務又は事業の用に直接供するとき」は5割減額ということを決めてございます。

○嘉陽宗儀委員 よく理解できないんですけども、こういう公益目的の場合には、5割減免することができるという5割という言葉まで書いてあるのですか。

○比嘉毅管財課長 はい。5割減額と書いてあります。済みません。5割以内の減額です。

○嘉陽宗儀委員 それでは無償貸し付けの例というのはありますか。どういう場合に無償貸し付けできますか。

○宮城嗣三総務部長 普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱い基準によりますと、無償貸し付けの場合は1つには、他の地方公共団体、その他の公共団体が公共用に施設、例えば公園とかそういった施設にやる場合、それから地方公共済組合沖縄県支部とか、社会福祉法人とか日本赤十字沖縄県支部とか、そういう団体が使う場合については無償貸し付けの規定がございます。

○嘉陽宗儀委員 この公益目的の団体というのは非常にはっきりしていますよね。公益目的の団体について県の事業とかその目的団体の中身が合致するのであれば無償貸し付けができると、私も調べたらそうなっているんですけども、私が前に問題にしたのは、本来無償にしてはいけないのに、県の埋立用地を無償で不動産業者に無償貸し付けをするということで、これは憲法違反、財政法違反じゃないかということをやったんですけれども、この社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会は公益団体と認めているんだったら、モーキジクの私的企業には県の普通財産を無償貸し付けしながら、これは利益団体でしょ。財政法にも反する憲法第89条にも違反すると明確でありながら、これを皆さんは強引に押し切って無償貸し付けをした。しかし社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会というのは今言ったように沖縄県の未来を担う子供たちのために大変素晴らしい活動をしているとほめておきながら、しかもこの人たちは金もない、役

員の皆さんもほとんどボランティアで沖縄県の子供たちのために頑張っている。しかしそこはしっかり金を取るというのは整合性があるんでしょうかね。ちょっと疑問ですけども。

○宮城嗣三総務部長 嘉陽委員のおっしゃる無償貸し付けの事例につきましては、確か議会の議決を得たと理解をしています。

それからもう一点、社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会の陳情の内容でございますが、この内容につきましては要するに大会を沖縄県で開催する場合の事業費的な分について足りないから、その賃借料を軽減してくれという内容になってございます。したがって、それはまた別のサイドで議論すべき話であって、財産貸付基準等からしますと、これについては該当しないということです。

○嘉陽宗儀委員 文教厚生委員会で中身の議論をやるかもしれませんが、普通財産を無償で貸し付けにするのかどうかというのは皆さんの管轄ですよ。あくまでも総務部の管轄ですよ。その諸規程を私なりに調べてみたら、公益団体、地方公共団体、いろんな団体の場合でも普通ならば利益追求の団体には貸してはいけないというのはわかるけれども、ところがそこは平気で貸した。こういうように県民のためにだれが見ても公益目的でボランティアで頑張っている皆さんには財産規定がありますから無償にはできませんというのは、どう考えても納得できない。これについてはどう思いますか。

○宮城嗣三総務部長 今、うちの貸付基準上は、先ほどから説明してございますように、社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会については、無償貸し付けの基準には該当していないという形になってございます。

それから、もう一点同じような形で例外になっている団体が幾つかございまして、先ほど説明しましたように今回の陳情の要旨につきましては、あくまでも賃借料とは別の次元の事業費捻出のための話でございますので、また別の次元で議論されるべきだろうと考えております。

○嘉陽宗儀委員 無償貸し付けの規定に該当しないということ自体も僕から言えばおかしい。皆さんは5割減免と言ったけれども、ほかにも減免規定はあるわけで、少なくとも要望になりますけれども、そういう団体をすばらしい団体と認めている以上はできるだけ負担がなくて、親や子供たちのために頑張れるように配慮してほしい。これで終わります。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第19号にも関連するんですけども、陳情平成19年第160号でも賃貸料を免除してほしい、無償にしてほしいという陳情が出ていますよね。そういうことで先ほどから総務部長からおっしゃるように、陳情第19号については大会費を充当するために無償にしてほしいという、こういう陳情の仕方そのものは、やはり素人だから、確かに余りよくないなという思いもするんですよ。そして、先にも陳情平成19年第160号にも出ているように、本当に財政状況が厳しいと訴えているわけですね。そういうことで、こういう陳情の仕方はちょっとまずいと、受け取る側でそのあたりのアドバイスとかはできないのかなという思いがするんですよ。例えばこういうやり方をすればどうなのかなとか、もう少し気持ちのこもった陳情のやり方をアドバイスしてもいいのかなという思いがしたんですけども、どうなんでしょうか。

この社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会が本当にすばらしい事業をやっているということはよくわかるわけですよ。ですから、規定でできないということは陳情平成19年第160号でもうたわれていますけれども、そのあたりを何とかやっていかないといけないというようなことを皆さんお考えになっているのかどうか。規定どおりにやっていくんじゃなくて、何とかアドバイスをし、支援していきたいというようなことを考えていらっしゃるのかなという思いがするんですよ。しゃくし定規にやるのではなくてですね。

○宮城嗣三総務部長 社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会でやっている事業については、これはすばらしい事業だと考えてございます。ただ論点になっております賃借料については、これはこれで別の基準等で運営されている部分もございまして、この1団体だけという議論では済みませんで、県の歳入全体で議論していかないといけないという問題がございまして。ただ充当部分で事業を行うためにこれだけの財源が必要であるという分につきましては、これは社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会を所管している部局と十分調整の上、別の部分で予算措置等を考えていただければと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 これまで、それぞれの団体に対しては補助金とかというのは全部減額していつていますよね。この団体に対してはどれくらいの助成金を出していますか。これも教育委員会の管轄ですか。

○比嘉毅管財課長 教育庁の生涯学習振興課が所管でございまして、そこから平成19年度で10万円ほどを助成しているようです。

○渡嘉敷喜代子委員 どの団体にしても、どんどん助成金が減らされていて運営が厳しいという状況にあるわけですね。そのあたりをもう少し一律にやるのではなくて、例えばハンセン病とか原爆被爆者協会とか、そういうことについてもやはり戦後処理として、この人たちが生きている間はそういう助成金を減らさないでやっていくべきじゃないかという別の角度でも私は話をしたことがあるんですけども、やはり今子供たちが本当に健全育成していくためには、こういう団体に対して後押しをしていこうというようなもっと前向きな考え方をしてもいいのではないかと思うんですよ。これは提案ですけども、ぜひ検討していただきたいと思います。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情平成16年第111号中小企業者の経営振興の実現を目指す陳情のところでの小規模修繕契約希望者登録制度の陳情ですが、ここで言われている全国335自治体ということで、沖縄県というより市町村になると思うんですが、県内の市町村ではこの登録制度をとっているところは何カ所あるんですか。

○比嘉毅管財課長 市町村では4市町村ございます。宜野湾市、沖縄市、浦添市、うるま市となっております。

○當間盛夫委員 この小規模修繕というのはどういうのがあるんですか。

○比嘉毅管財課長 管財課で検討しているのは、小さい修繕ですね。ガラスが割れたとかといったものを対象と考えております。業者としましては、従業員数10名以内くらいの業者が適当ではないかと考えています。

○當間盛夫委員 皆さんのところに陳情が出ている分に関しては、行政の小規模の話をしているのですか。例えば、県が持っている県営住宅等もありますよね。そういった県営住宅等の小規模を超える修繕があると思うのですが、それ

は別の何か制度があるのですか。

○比嘉毅管財課長 土木建築部で、参加希望ということで建設業の業者登録がございまして、恐らく県営住宅とかはそういうところからやっているのではないかと考えています。

○當間盛夫委員 土木建築部ではあるわけですね。今度のは県がまだ1県しかなくなってないというこの制度というのは、基本的にはそれとも全く違うか。何を対象にしてくれという話なのか。

○宮城嗣三総務部長 一般的に建設業者につきましては、土木建築部において建築業者の登録事業の制度がありまして、毎年度申請を経て、業者の審査を行っている部分がございます。これが大体県の地方自治法でいきますと、250万円未満については随意契約ができるものですから、その250万円未満については小規模だろうと一般的に考えてございます。ですから、そういう小さい金額について、そういう建設業と同じような形の登録業者をつくってほしいという要請になってございますが、我々が調べてみましたら、従業員10人未満の250万円以下とか小規模の事業に対応できるような業者がどれくらいあるのかといえますと3348事業所で、これは平成16年度の事業所企業統計調査によりますと、これくらいの事業所規模がございます。片やこちらから発注する契約金額につきましては、それに見合うだけの量が考えられないということもございまして、各県の状況を調査して今後どう対応するかという議論をしているところでございます。

○當間盛夫委員 3000余りの事業所があるから、県のそう大きくない事業からすると登録制度をやったにしてもそれだけ業者等にメリットはないだろうということやらないと解釈していいですか。

○宮城嗣三総務部長 まだ結論は出してございませんが、全国の県調査をしたところでは1県しかやっていないという実情でございます。ですから、當間委員がおっしゃるような部分もあると考えていただいて結構だと思います。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良長政委員。

○平良長政委員 社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会の陳情について、継続及び新規陳情について質疑したいと思います。11月定例会でも私はこのことについて質疑をいたしました。そのときに申し上げましたが、九州各県の状況を見てみると、相当な事業費に対する支援をしていますし、家賃についても県庁の一部を貸し付けたり事業評価をして援助をしているけれども、沖縄県だけが先ほど総務部長の評価とは裏腹に財政的な支援がほとんどない。年間10万円の補助金ということで、今この陳情処理方針を見ている限りでも、全国的規模のいろんな研修会にも予算がないということで参加を見送ったりと色々な障害が出ているわけです。それを家賃の軽減でどうにかしていこうということで、総務部長が言う別のサイドでというのわからないわけではありませんが、予算を総括する総務部が家賃の軽減ではなくて、事業費に対するのは教育庁の所管かもしれませんが、それくらいは見えてあげよう。

今年行われるジュニアリーダー大会への資金が75万円不足しているということで、この75万円を家賃の軽減ができない分予算措置をしてあげようということでやっていけばいいのではないかと。あるいは家賃の軽減ができないという基準があれば、例えば基準の見直しもやってしかるべきではないかと思えます。

そういうのも、今の子供たちと昔の子供たち、我々が小さいときとの大きな違いは、今の子供たちは学校に行き、塾に行ったり、あるいはパソコンで遊んだり家に閉じこもっているわけですが、昔は外に出て遊んで、先輩も後輩も一緒になって、年齢を超えて遊んでいた。リーダーがいて、走ってリレーをしたり、いろんな地域に遊びがあって育ってきた。その頃は子ども育成会というのはなかったと思えますが、子供たちが自然と地域で遊んでいた。そこで、先輩からいろいろ教えられたり、あるいは泣いたり笑ったりもあったと思えますが、そういう中で人間関係、人間のたくましさもできたと思うんですね。だからその中ではいじめを受けて自殺に追い込まれたりということではなくて、地域の中でお互いに励まし合ったり、あるいはたたかれて成長して育っていったということがあって、今は地域で社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会が、私は那覇市大中町というところに住んでいますが、やはり育成会があって、そこでリーダーは苦勞していますが、やはり地域の子供たちを集めていろんな事業をして、お互いに家にこもっている子供を外に出して、それも学年が違う子供たちが集まってやっているということでは、相当に力を発揮している組織だと思うんですね。そういう意味ではぜひ今言った基準を見直すとかあるいは別のサイドで援助するとかを考えて、この組織がしっかり育つよう支援してほしいと思えますが、その辺の見解を総務部長にまとめてお願いしたいと思えます。

○宮城嗣三総務部長 普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱い基準につきましては、先ほど言いましたように全体の問題でございますので、その基準について当面見直しということについては考えてございません。

次の社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会の事業費につきましては、所管部局でございます教育委員会の中で、例えば社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会の運営、会費とか事業費を検討された上で、総務部に相談があればその次点で検討はしたいと考えております。現在のところ、所管部局でございます教育委員会からは、その旨の相談は受けていないようでございます。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○安里進委員長 再開いたします。

今回は、3月19日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 安 里 進